



☆介護保険負担割合証・医療保険者証などの更新について☆

日頃より恒春の丘のショートステイをご利用頂きありがとうございます。

2020年(令和2年)7月31日にて有効期限が切れる保険証類がございますのでお知らせ致します。新しい保険証類が届き次第、原本の持参またはコピーの提出をお願いします。

1、介護保険負担割合証

対象者 ⇒ 全員

2、介護保険負担限度額認定証

対象者 ⇒ 認定を受けている方

3、社会福祉法人による利用者負担軽減確認証

対象者 ⇒ 認定を受けている方

4、後期高齢者被保険者証

対象者 ⇒ 75歳以上(一部を除く)の方

5、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

対象者 ⇒ 75歳以上(一部を除く)の方で、認定を受けている方

6、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

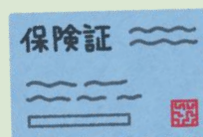
対象者 ⇒ 認定を受けている方



*介護保険負担限度額認定証につきましては、区役所より届きます更新申請書(既已取得されている方のみ)と必要書類をご用意の上、お早めに手続きをお願い致します。認定証の提出がない場合は2020年8月1日以降ご利用の食費・居住費の額が施設設定額(居住費2500円・食費1660円)となりますのでご注意ください。

*国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、社会福祉法人による利用者負担軽減確認証の対象となる方は毎年ご家族様の方で更新手続きが必要になります。

*介護保険負担割合証、後期高齢者被保険者証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証に関しては7月中にはご自宅へ届きますので、新しい保険証が届き次第原本の持参またはコピーの提出をお願い致します。



～ 行事紹介 ～

5/4（月）に【恒春の丘カップヌードルミュージアム】と題したイベントを行いました。色々な種類のカップラーメンを取り揃え、皆さま一人一人にくじを引いてもらい、当たったカップラーメンを皆様に頂きました。食事の際には、豪快にラーメンをすすする音が聞こえてくるようでした。また、普段は食事量が少ない方もいつもより沢山召し上がったり、ノンアルコールビールや炭酸飲料などを飲みながら会話も弾んでいました。



編集後記

4月に送付しました利用者満足度アンケートに多くの方から、様々なご意見を頂きました。まだ、集計の途中ではありますが、集計後には各課担当者へ配布し今後のサービスに反映させていただきます。

今年度のアンケートの中で、この「恒春の丘通信」にてコロナウィルス対策について知りたいとご意見を頂きましたので、以下に記載します。

- ① 職員の体調管理 ⇒ 出勤前の体温測定、勤務中のマスク着用、手洗い、消毒の徹底。
自身及び同居家族で体調不良者が出た時の職場への連絡の徹底。
- ② 面会の制限 ⇒ 緊急を要する場合以外の面会の制限。入館せざるを得ない業者には玄関にて体温測定及び手洗い、消毒の徹底。
- ③ ボランティア・美容・訪問マッサージの受け入れ休止
- ④ ショートステイ受け入れ時の体調確認の徹底と体温測定の協力
- ⑤ 共有部（ドアノブ、手すりなど）やお部屋の清掃・消毒
- ⑥ 研修、会議の休止
- ⑦ 不要不急の外出、受診を控えて頂く協力

*コロナウィルスについては、日々情勢が変わっています。恒春の丘でも横浜市からの要請に応じ対応させて頂いております。今後ご利用者様が安全、安心に過ごせるように努めます。

生活相談員 渡辺